



## 国民年金からのご案内

### ▼国民年金保険料の追納

国民年金保険料の免除（全額免除・一部納付）、納付猶予、学生納付特例の承認期間がある場合、受給額が少なくなります。10年以内であれば、さかのぼって保険料を納め（追納）、将来の受け取り額を増やすことができます。ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から3年度目以降に追納する場合、当時の保険料額に経過した期間に応じた額が加算されます。希望する人は、貝塚年金事務所にお申し出ください。

### ▼令和4年分扶養親族等申告書の提出

10月より、令和4年分の「扶養親族等申告書」を送付します。記載している期限内に提出してください。提出期限を過ぎてから提出すると、来年2月支払い時に申告内容を反映させることができません、一時的に控除なしで源泉徴収税額計算が行われる場合があります。詳しくは貝塚年金事務所へお問い合わせください。

問合せ 貝塚年金事務所（☎431・1122）

一人ひとりの力で変えていきましょう

問合せ 廃棄物対策課減量推進担当  
（☎423-9465）

## ごみ削減にご協力を！

### ●プラスチックごみ削減にご協力を

マイバッグ・マイボトルを活用する、ごみは分別し、リサイクルできるものはきちんとリサイクルする、ポイ捨てをしないなど、一人ひとりが取り組めることから始めましょう。

### ●3Rにご協力を

一人ひとりが3Rを実践してごみを減らしていきましょう。

#### Reduce=ごみを減らす

ちょっとした日々の心がけでごみは減らすことができます。  
・レジ袋を断って、マイバッグでの買い物を心がけましょう。  
・過剰包装を断りましょう。  
・シャンプーなどは詰め換え用を選びましょう。  
・使い捨て商品の利用を減らしましょう。  
・食べ残しがないようにしましょう。

など

#### Reuse=繰り返し使う

捨てる前に、もう一度使えないか考えてみましょう。  
・詰め替え容器（ボトルなど）を使用しましょう。  
・ビール瓶、牛乳瓶など、繰り返し使うことができる容器（リターナブル容器）を選びましょう。  
・包装紙、段ボールを再利用しましょう。  
・壊れた家具などは修理して使いましょう。

など

#### Recycle=ごみをもう一度資源にする

リサイクルには費用がかかります、そのための資源も必要になるので、まずはリデュース、リユースを心がけ、最後にリサイクルしましょう。  
・きちんと分別して市の分別収集に出しましょう。  
・地域の集団回収やスーパーなどの拠点回収に協力しましょう。  
・リサイクルされた商品を積極的に使いましょう。

など



## 非 木造の冷蔵倉庫の現状確認はお済みですか

平成24年度から、非木造の冷蔵倉庫の固定資産税評価額の計算方法を変更しています。対象となる倉庫を所有している人で、現状確認がお済みでない場合は、ご連絡ください。

対象 次の①～③を全て満たす冷蔵倉庫  
①非木造（木造以外）である  
②保管温度が10℃以下に保たれる  
③倉庫そのものに冷蔵機能を備えている

※ 倉庫内に設置されたプレハブ方式冷蔵庫や業務用冷蔵庫は該当しません。  
問合せ 固定資産税課家屋担当  
（☎423・94228）



## 定資産税の減額

### 住宅の耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修に伴う

住宅の耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修に伴う減額についての適用要件・手続きなどの詳細はお問い合わせください。

#### ▼住宅耐震改修に伴う減額

昭和57年1月1日以前に建築され、現行の耐震基準に適合するよう、平成27年1月から令和4年3月までの間に一定の改修工事（50万円以上）を施した場合、当該住宅にかかる翌年度の固定資産税が2分の1減額になります。ただし、1戸当たり120㎡を限度とします。

住宅は、当該住宅にかかる翌年度の固定資産税が1戸当たり100㎡を限度に3分の1減額されます。  
※ 省エネ改修に伴う減額を除き、新築住宅の減額、住宅耐震改修に伴う減額と同時に減額されません。

#### ▼住宅の省エネ改修に伴う減額

平成27年1月から令和4年3月までの間に、現行の省エネ基準に新たに適合する省エネ改修工事が行われ、左表2の①及び②を全て満たす住宅は、当該住宅にかかる翌年度の固定資産税が1戸当たり120㎡を限度に3分の1減額されます。

※ バリアフリー改修に伴う減額を除き、新築住宅の減額、住宅耐震改修に伴う減額と同時に減額されません。

▼住宅のバリアフリー改修に伴う減額  
平成27年1月から令和4年3月までの間に、一定のバリアフリー改修工事が行われ、下表1の①～④を全て満たす

表1

住宅のバリアフリー改修に伴う減額の要件
①新築された日から10年以上経過した家屋であり、対象となる住宅が以前にバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額を受けたことがないこと
②次の(1)～(3)のいずれかの人が居住する既存の住宅（賃貸住宅を除く） (1)65歳以上の人 (2)要介護認定または要支援認定を受けている人 (3)障害のある人
③次の(1)～(8)の工事で補助金などを除く、自己負担額が50万円以上のもの (1)廊下の拡幅 (2)階段の勾配の緩和 (3)浴室の改良 (4)便所の改良 (5)手すりの取り付け (6)床の段差の解消 (7)引き戸への取り替え (8)床表面の滑り止め化
④住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること（平成28年3月31日までに改修したものを除く）

表2

住宅の省エネ改修に伴う減額の要件
①平成20年1月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅を除く）
②対象となる省エネ改修工事 次の(1)～(4)までの工事のうち(1)を含む工事で、補助金を除く工事費用の自己負担額が50万円以上のもの (1)窓の改修工事（必須） (2)天井などの断熱改修工事 (3)壁の断熱改修工事 (4)床などの断熱改修工事 ※ 外気などと接するものの工事に限る。 ※ 住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。

広告問合せ

（株）IM総合企画（☎072・275・5449）  
（株）朝日オリコム大阪（☎06・6226・1314）  
（株）宣成社（☎06・6222・6888）  
（株）ウィット（☎072・688・3275）